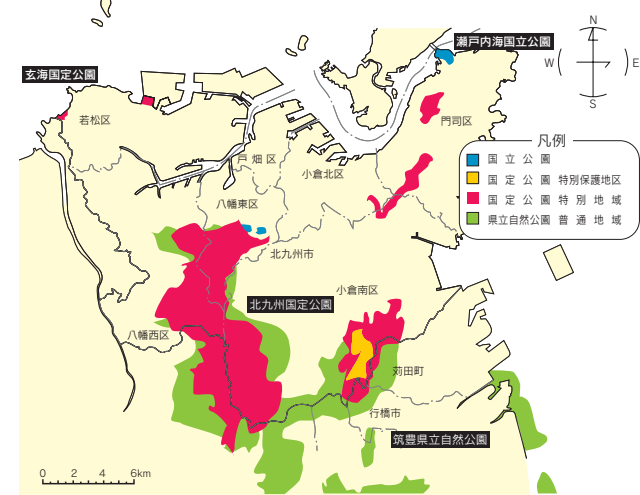


b. 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



平尾台自然の郷
平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいます。

DATA

- 住所/北九州市小倉南区 平尾台1丁目1番1号
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日/火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)
- 駐車料金/普通自動車300円 中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金/日帰りオートキャンプ2,000円/区画 フリーキャンプ1,300円/区画 宿泊オートキャンプ3,000円/区画 フリーキャンプ2,000円/区画
- 日帰り 4月1日~3月31日
- 宿泊 4月29日~10月31日

Ⅰ. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (平成19年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	52	50	15	14
樹種名	スダジイ	エノキ	その他	計
本数	11	8	40	190

(5) 市街地の緑化

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的效果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆平成18年度 都市緑化事業の実績 (単位:本)

緑化種別	平成18年度 実績
公園緑化	13,934
街路緑化	8,045
公共施設等緑化	15,637
計	37,616

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

a. 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成19年3月31日現在、38地区179.6haの協定が成立しています。

b. 工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。

また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

平成19年3月31日現在、49の大企業、96の中小企業と協定を締結し、緑化面積は約227.4haとなっています。

ウ. 花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっており、平成5年度に「北九州市花の総合計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいます。

この計画は、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業や組織を総合的に体系化し、新たな方向づけを行ったものです。その中で特に、花いっぱいのまちづくりに欠かすことのできない市民参加を重視した施策を取り入れていくこととし、次の三つのテーマを定めています。

現在、取り組んでいる主な事業内容は次のとおりです。

花を知り、花に親しもう 花の普及活動	・フラワーバンク制度 ・花新聞の発行 ・花情報の発信(インターネットの利用)
花をいっぱい咲かせよう 花づくりの実践	・ふれあい花広場の整備 ・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花と緑の並木通り整備事業 ・花の名所づくり ・福祉施設と連携した花の街づくり事業
花の輪を広げよう 花づくりの活性化	・花咲くまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり技術講習会の開催

a. 花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上と潤いのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の3方式よりなっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、

管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理をする花壇です。

◆平成18年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積(m ²)
市民花壇	448団体	14,358人	482	38,654
公共花壇	—	—	43	1,815
パートナー花壇	—	—	17	630
スポンサー花壇	12社・団体	—	3	258

b. 花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線夕原町での花が咲く地被類による花づくり等の実績があります。

Ⅱ. 市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

・北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として昭和61年10月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。

この運用益金をもとに、以下に示す水と緑と花のまちづくりを推進しています。

◆北九州市水と緑の基金の積立額 平成19年3月31日現在

18年度積立額	基金現在高	基金目標額
3,691,321	264,084,200	500,000,000

水と緑と花のまちづくり事業の内容

- ・基金の趣旨の普及、啓発活動(パンフレット類の作成等)
- ・都市緑化の推進に関する事業(緑化助成、花と緑の展示会、イベントの開催等)
- ・水辺環境の整備に関する事業
- ・自然保護に関する事業(自然観察教室の開催、樹木の維持保存等)
- ・環境形成に関する調査、研究活動

(6) 体系的な公園の整備

ア. 各種公園の整備

平成18年度末の都市公園の整備状況は、総数1,600箇所、総面積1,110.9haで、市民一人当たりの公園面積は11.27m²です。今後も施設内容の充実と新たな公園整



備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 35 箇所、総面積は 36.4ha です。平成 18 年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（平成18年度末）

種 類		開設面積累計 (ha)
都 市 公 園	街 区 公 園	195.7
	近 隣 公 園	107.3
	地 区 公 園	62.2
	総 合 公 園	69.7
	運 動 公 園	65.6
	特 殊 公 園	149.0
	緑 道・緑 地	82.0
	広 域 公 園	376.4
	そ の 他	3.0
小 計	1,110.9	
港 湾 緑 地		36.4
計		1,147.3

(注) 都市公園総面積 11,108,533m² (一人当り 11.27m²) (県営公園を含む)
 (注) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積 11,472,691m² (一人当り 11.64m²) (県営公園を含む)

イ. 山田緑地の整備・30 世紀の森づくり

a. 背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

b. これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30 世紀の森」づくりを基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

c. 今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21 世紀の都心のオアシス空間」

a. 背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生みだされ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21 世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、平成 21 年度の完成を目指し、道路や河川、周辺の市街地一体となった整備を進めています。

整備にあたっては、ヒートアイランド現象の緩和を図る大面積の芝生広場や、リサイクル材料を原料にした舗装材の使用、太陽光発電の活用などに取り組んでおり、「環境首都」のシンボル公園としてふさわしい整備を行っています。

b. これまでの取組

「市役所南側エリア」

紫川と一体となった約 9,000m² もある大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

また、芝生の上でのんびりと過ごしたり、家族連れがスポーツに興じたりするなど市民の憩いの場となっています。この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとして利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

「中央図書館エリア」

イチョウ並木の主軸園路と、既存の樹木を生かした木陰のある芝生広場は、周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

c. 今後の取組

勝山公園は、多くの人々が訪れる都心にあり、市民の関心も高く、今後、緑豊かな中で様々な野外活動ができる場所として、環境首都にふさわしい都市と緑が融合するまちを目指して整備を進めていきます。

(7) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があります。市民参加を促す PR 啓発活動に取り組みます。

◆皿倉・河内地域の整備

(1) 背景

皿倉・河内地域は、市街地に近接する自然に恵まれた緑豊かな地域であり、身近なレクリエーションの場として、多くの市民に利用されています。(観光客数：平成 17 年次 50.4 万人)

(2) これまでの取組と成果

河内地区では、湧出した温泉と豊かな自然を生かし、多世代が楽しく憩える余暇・レクリエーションの拠点を整備しました。また、皿倉山については、皿倉山懇談会より提言された整備構想を踏まえ、皿倉山北斜面において、「彩りのある森林づくり」や遊歩道、案内板の整備を実施しました。さらに、山頂付近では展望施設等の整備を進めているところです。

(3) 課題と今後の取組

今後豊かな自然環境の保全と活用を基本とし、市内外からの観光客が楽しめるような整備を推進していく予定です。



5. 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

近年、治水・利水に重点をおいた従来の河川整備から“自然豊かな川づくり”が求められており、平成 9 年の河川法の改正により、「河川環境の整備と保全」が明文化されたことから、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。このほか、洪水時に遊水地や調整池

等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ピオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 課題と今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの 8.3km を、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として構想を策定しました。この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成 2 年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成 8 年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校(がっこう)」に登録され、住民、小学校などとの協議を重ね、平成 11 年、整備計画を策定し、現在、平成 19 年度の完成を目指し、事業を進めています。

また、撥川は、平成 7 年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の 3 部

会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめ、旧九州厚生年金病院から京良城池まで（延長約2.1km）が、平成18年度に完成しました。

ウ. 課題と今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成15年8月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいきます。

板櫃川では平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・槻田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、板櫃川の中流部の高見地区において、平成8年度から「水辺の楽校プロジェクト」を進めています。計画段階から地域の小学生や住民の意見を取り入れた市民参加の川づくりを行ってきました。この水辺の楽校の整備が平成19年度夏に完成し、今後はこの水辺の楽校が板櫃川流域のイベントや環境学習などの活動拠点となるように地域と一体となって取り組んでいきます。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、本市のホタ

ルは一時期すっかり減少しましたが、近年の公共下水道の普及や河川整備等により水質は回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの保護活動が実を結びつつあります。

イ. これまでの取組

本市では、人もホタルも住み良い快適環境の実現と、ホタルを通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に「ほたる出前講演」「ほたる会議」などさまざまな事業を行っています。

平成7年度には、市民が中心となった全市民的な組織である「北九州ほたるの会」が結成されました。また平成10年には、全国レベルのホタル研究組織である全国ホタル研究会の第31回大会が本市で開催されました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換を行う施設として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。ほたる館では、1年中昼間でも、光るホタルの成虫を観察できるよう、全国でも珍しい研究を行っています。また、自分でホタルを育てる「マイホタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたる塾」を開講するなど、ホタル保護活動の拠点施設としての役割を果たしています。

また、北九州ほたるの会を中心に、市民と行政が協力して、毎年ホタル飛翔数の調査を行っています。この結果、市内の60以上の河川でホタルが確認されており、ホームページなどに「ほたるマップ」として掲載しています。

この他、ホタルの愛護活動を行っている団体に対して、活動に必要な費用の一部を援助するため、昭和62年からホタル育成助成金を交付しています。ホタル保護活動を行っている小学校では、校内でホタルの飼育観察が行われ、地域の人たちの協力を得ながら活動しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて地域の水辺環境が改善されるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

本市は、平成13年から、人とホタルが共生する自然環境の保全を目指して、韓国と交流を続けています。平成18年度は新たにマレーシアを加え、「国際ほたるシンポジウム」を開催しました。

また、日本一のホタルの里を目指す市町が集まり、ホタルを通して交流を行う「ほたるサミット」に参加し、平成19年5月には北九州市での開催が予定されています。今後も国内外の団体と交流を深めるとともに、世界に向けて情報発信を行い「世界一のほたるのまち」を目指します。

6. 臨海部の整備

(1) 海辺のマスタープラン 2010

ア. 背景

本市では、平成6年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、市民が利用できる水際線を当時の2kmから20kmにすることを目標に、ウォータフロント整備を進めてきました。これまでに、門司港レトロ口地区、和布刈周辺地区などが完成し、市内外を問わず、多くの方々に利用されています。

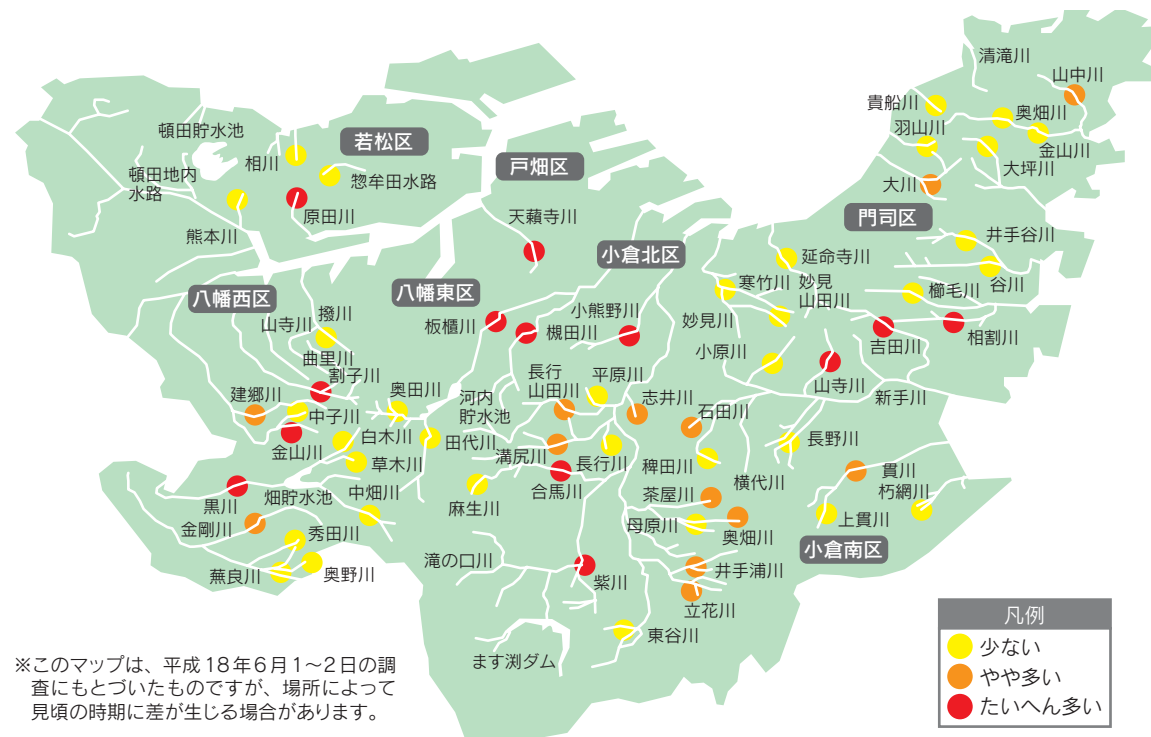
イ. これまでの取組と成果

その後、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、従来のマスタープランを見直し、平成14年2月に「海辺のマスタープラン2010」を策定し、整備目標を従来の20kmから25kmへと拡大しました。

【海辺のマスタープラン2010の基本方針】

- 多くの人々が訪れ、魅力あふれる「拠点エリア」(5箇所)、地域住民の利用を重視した「地域密着型エリア」(7箇所)に分類し、メリハリのついた整備や利用・PRを行います。
- 市民にとって利用しやすく、魅力的な水際線の整備を進めるために、計画づくりから施設整備、利活用まで、さまざまな段階での市民参加を進めます。

◆ 2006 北九州ほたるマップ



◆ 海辺のマスタープラン 2010 箇所図

